

「(仮称)世田谷区国土強靱化地域計画(素案)」に対する  
区民意見募集結果について

## 1 意見募集概要

## (1) 意見募集期間

令和2年9月15日(火)～10月7日(水)

## (2) 意見提出人数

70人

ハガキ62、持参1、ホームページ7

## (3) 合計意見数

91件

## 2 意見の内訳

| 意見の種類             | 件数 | 主な意見   |
|-------------------|----|--|
| ① 計画・施策全体について     | 27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱性評価に基づき、目標の優先順位付けを行うこと</li> <li>脆弱性評価に関して、できる限り定量的に評価し、可視化すること</li> <li>本計画には工程表と予算に関する記述がない</li> </ul> |
| ② 避難所について         | 10 | 避難所をさらに確保してほしい   |
| ③ 地域の防災力の向上について   | 10 | 年々横のつながりが希薄になっている中で、今後どうやって地域コミュニティの強化を図っていくかが課題である  |
| ④ 無電柱化の推進について     | 9  | 無電柱化を至急進めてほしい  |
| ⑤ 災害時の連携について      | 6  | 隣接する他区と連携してほしい   |
| ⑥ 道路・物流体制等の整備について | 5  | ライフライン、物流機能の促進を進めてほしい  |
| ⑦ 空き家対策について       | 4  | 木造空き家の所有者特定、公園や緑地への転換など、活用をしてほしい   |
| ⑧ 情報伝達手段の確保について   | 4  | 災害時の情報収集が必要不可欠であるが、電力停止、通信手段が途絶えるなど、情報が遮断される恐れがあるので、情報が入手できるようにしてほしい   |
| ⑨ 電力の確保について       | 4  | 発災時の災害対応拠点となる区役所及び施設等については、風水害による長期の停電に備えて、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源や非常用電源等による電源の多重化を推進方針に盛り込むべき  |

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| ⑩ 不燃化対策について        | 3 | 延焼遅延帯として公園が不足しているのであれば畑を確保してほしい                               |
| ⑪ 公園・みどりの整備等について   | 3 | 公園の整備を至急進めてほしい  |
| ⑫ 多摩川における治水対策等について | 3 | 昨年の台風第19号の被害を踏まえ、多摩川の川底を掘って水量を増やす対策や、丸子川については暗渠化するなどの対応をしてほしい |
| ⑬ 敷地細分化と延焼火災防止について | 1 | 敷地の細分化が増え、建物相互の間隔が狭い建築物もあり、建築手続では確実な確認をしてほしい                  |
| ⑭ その他              | 2 | 富士山噴火の時の降灰量は、桜島の噴火時と同規模程度を想定し、鹿児島市と同様の対策を検討すべきではないか。          |

※ 1人が複数のテーマ（事柄）に言及している場合は、テーマ（事柄）ごとに分けて集計している。

### 3 意見の概要及び区の考え方 別紙参照

| No. | 該当箇所   | 意見概要  | 区の考え方   |
|-----|--|---|---|
| 1   | 計画・施策全体について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事前に備えるべき目標」と表題があるが「事前」は当たり前なので、「対策目標」などに変更した方が良い。</li> <li>・予防(目標1)と発生後の対応(目標2~8)と分けると良い。</li> <li>・目標2以下は緊急(目標2, 4, 6)、優先(目標3, 5, 7, 8)と優先度分けした方が良い。</li> </ul>   | <p>本計画は、国の「国土強靱化基本計画」及び都の「東京都国土強靱化地域計画」と調和をとり、策定しています。</p> <p>目標の順番は優先度順でなく、特に関連性の高い東京都国土強靱化地域計画を踏まえ目標順を定めています。</p> <p>ご意見につきましては、関連する計画の施策・事業の実施に際して参考にさせていただきます。</p>  |
| 2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画・施策全体について</li> <li>・地域の防災力の向上について</li> <li>・電力の確保について</li> <li>・情報伝達手段の確保について</li> <li>・道路・物流体制等の整備について</li> <li>・空き家対策について</li> <li>・その他(2件)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階から災害発生前後の時系列での優先度付けや、手順の明確化が必要。</li> <li>・計画策定にあたって、時間がかかっても住民や関係する企業を交えて、議論すべきではないか。</li> <li>・現状の時間 降雨50mmから65mmに上げるということはわかるが、現在でも時間100mmは頻繁にある。なぜ65mmを目標としたのか。100mmと65mmでは、取り組み方が異なるのではないかと。例えば、難易度は高いが、一時的であれば、現在建設中の外環道へ野川の水を流すなど、違った方法の検討が必要なのではないか。</li> <li>・大規模な停電が想定されている状況では、人間によるコミュニケーションが大切になるが、地域の元気な高齢者を活用してはどうか。彼ら彼女らは平日日中も自宅やその周辺にいることが多い。</li> <li>・富士山噴火の時の降灰量は、桜島の噴火時と同規模程度を想定し、鹿児島市と同様の対策を検討すべきではないか。今の内容では不十分。鹿児島市に情報提供もしくは提携などを検討すべきではないか。</li> <li>・区役所に、非常用電源の確保ではなく、例えば自転車の後輪で充電する装置等、区民が自身で充電ができる環境を整備してはどうか。</li> <li>・本庁舎は、平成24年度に非常用電源等の確保とあるが、8年を経過しており、電源としてのどのくらいのレベルなのか、区民が充電をしたい場合には耐えられるのか。</li> <li>・電源供給が停止される前提で、なぜ地域BWA(世田谷区で利用可能な無線システム)を持ち出しているのか、区民が、既存の持ち物で受信できることが前提であるべきだ。</li> <li>・物流ルート確保とあるが、区以外の道路管理者が管理している道路でも速やかに復旧できるように事前に協議してはどうか。</li> <li>・空き家あるいはごみ屋敷については、災害時に火災の原因となる可能性が高いので、大きな地震が来る前までに、これらの住居を速やかに取り壊すなどの対処が求められる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、国の「国土強靱化基本計画」及び都の「東京都国土強靱化地域計画」と調和をとり、策定しています。</li> <li>・国土強靱化に関する各分野別計画において具体的な課題や対策の方向性、目標数値などを地域防災計画等の各分野別計画において具体的に明記しており、本計画は、地域防災計画をはじめとする各行政分野の個別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけています。</li> <li>・今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</li> <li>・豪雨対策の取組については、「豪雨対策行動計画」で基本的な考え方を設定しており、河川整備の推進のほか、避難方策の強化などのも含めた取り組みを推進することとしております。</li> <li>・防災対策や防災意識の啓発を推進するため、災害時の区民行動マニュアルなど、冊子やホームページで自助や共助の重要性等について引き続き周知啓発を進めていきます。</li> <li>・富士山等噴火降灰対策については、「地域防災計画」において災害応急対応の取組み等について示しております。(富士山等噴火降灰対策編第3章)</li> <li>・今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</li> <li>・非常用電源については、「地域防災計画」において非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援について示しております。(震災編第2部第4章)</li> <li>・今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</li> <li>・情報伝達手段の確保については、「地域防災計画」において、情報伝達手段の多重化などの取組みを示しております。(震災編第2部第6章)</li> <li>・引き続き情報伝達手段の充実に取り組んでまいります。関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</li> <li>・道路の復旧については、「地域防災計画」において、各道路管理者の道路の予防、応急、復旧対策について示しております。また、物流体制については、「地域防災計画」において、輸送ルート、輸送手段などの取組みを示しております。(震災編第2部第4章及び10章)</li> <li>・引き続き道路管理者が各対策を進め、連携を図っていくよう、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</li> <li>・区では空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「世田谷区空家等対策計画」を策定しました。計画に定めた各施策を推進しつつ、管理不全な空家等につきましては、所有者等に改善要請を行い区民の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。いただいたご意見につきましては、施策の実施の際に参考とさせていただきます。</li> </ul> |
| 3   | 計画・施策全体について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性の側面を強化する。(できればSDGsと関連付け)また、各推進方針は共通して可能な限り環境負荷の低い手法や技術や物品等の利用を優先することを加えておくこと。</li> <li>・女性への言及が少ない(2-5と8-2で特に女性にも配慮した対策も明記してほしい)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsとは「持続可能な開発目標」の略称であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広域な課題に総合的に取り組む、国際社会共通の目標です。</li> <li>・「国が定める「国土強靱化基本計画」にも、SDGsを達成させるための取組みを進めるとの記載があります。</li> <li>・SDGsの考え方は重要であり、SDGsの目標を達成するためには、区民、事業者などさまざまなステークホルダーと連携し、参加と協働による取組みを推進する必要があります。今後、区としては、防災、減災、環境など重点課題を中心とした取組み方針を策定し、2年後の新実施計画の改定や、次期基本計画に繋げられるような取組みを全庁横断的に推進してまいります。</li> <li>・また、区では環境に配慮した物品等を優先的に購入・調達するグリーン購入の推進に取り組んでおり、持続可能な循環型社会の実現に向け取り組んでまいります。</li> <li>・災害時及び平常時における対策について、男女共同参画、多様性の視点の取組みは必要ですので明記していきます。</li> </ul>  |
| 4   | 計画・施策全体について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源確保のため、「区民災害保険料」(仮称)として全世帯から徴収すべき。</li> </ul>  | <p>今後の災害対策の施策・事業の実施に際して、ご意見を参考にさせていただきます。</p>   |

| No. | 該当箇所             | 意見概要  | 区の考え方   |
|-----|------------------|---|---|
| 5   | 計画・施策全体について      | 安心して暮らせる世田谷区にすべきだ。  | 様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、地域防災計画等に基づき、具体的な取組みを進めていきます。  |
| 6   | 計画・施策全体について      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の名称を分かりやすいものに変更する。</li> <li>・脆弱性評価に関して、できる限り定量的に評価し、可視化する。</li> <li>・脆弱性評価に基づき、目標の優先順位付けを行う。</li> <li>・優先順位に基づき、推進方針のタイムラインを明確にする。</li> <li>・各タスクに必要な予算額の明示、責任者を明確にする。</li> <li>・今後はICT/デジタルインフラが改善効率のカギになるので、全方針共通の項目として入れる。</li> </ul> | <p>国土強靱化基本法では、自治体で策定する計画は国土強靱化地域計画とされています。そのまま活用しなければならないことはありませんが、国の「国土強靱化基本計画」及び都の「東京都国土強靱化地域計画」と調和をとり、策定していますので、当該名称とする予定です。</p> <p>本計画は、区の各分野別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、分野別計画の一つである地域防災計画では、課題や対策の方向性、到達目標、予防・応急の具体的な取組みを示すなど、各分野別計画において具体的に明記しております。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p>  |
| 7   | 避難所について          | ペット同行避難者専用の滞在施設を確保してほしい。  | <p>災害時のペットについては、「地域防災計画」において避難所におけるペット対応や動物救護の取組みについて示しており、ペット同行避難の際の避難所での飼育場所の確保や飼い主のルール作りをはじめ飼い主への周知などの取組みを進めています。(震災編第2部第9章)</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p>  |
| 8   | 災害時の連携について       | 日頃より避難行動要支援者の所在を把握しておくことが重要。  | <p>災害時には、地域での助け合いが大きな効果を発揮します。災害時の避難行動要支援者については、「地域防災計画」において避難行動要支援者対策の取組みとして示しております。(震災編第2部第9章)</p> <p>高齢者や障害者など避難行動要支援者の支援に関する体制を整備しておりますが、引き続き体制等の充実を図っていくよう、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p>  |
| 9   | 計画・施策全体について      | 人材及び財源に限りがある中、8つの目標と計23の想定に対し、優先順位付けを行ったほうが良い。  | <p>本計画は、区の各分野別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、分野別計画の一つである地域防災計画では、課題や対策の方向性、到達目標、予防・応急の具体的な取組みを示すなど、各分野別計画において具体的に明記しております。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p> <p>限りある財源を有効に、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。</p>   |
| 10  | 避難所について          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館等の避難所数が足りているのか。</li> <li>・避難所の中でプライバシーの確保ができる設備(仕切りやテント)を確保してほしい。インフラ工事に税金を投入するより、そのような設備に整えてほしい。</li> </ul>   | <p>災害時の避難所については、「地域防災計画」においての避難所の指定・管理運営体制などの取組みを示しており、避難所での衛生管理対策やプライバシー保護についても取組んでいます。また、避難所の拡充に向けて、都立高校や大学、民間の施設と協定を結び避難所の確保を図っていくとともに、在宅避難や縁故避難などの推奨とその準備に向けた普及啓発、など、区民一人ひとりが防災対策に取組まれるよう意識啓発の推進の取組みも進めています。(震災編第2部第2章・第9章)</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p>  |
| 11  | 敷地細分化と延焼火災防止について | 延焼火災が地震被害拡大の原因と考えるが、相続後の税負担等による敷地の売却・細分化が増え、建物相互の間隔が狭く消火困難と見受けられる建築物もあり、建築手続では、図面のみではなく実施段階でも確実な確認を願う。  | <p>農地の宅地転換やミニ開発による土地の細分化で、建築物の密集度が高くなるなどの現状があり、敷地面積の最低限度の制限や必要な道路の整備などにより、防火性の向上を図っております。なお、区内の一般建築物の敷地・構造・設備は、建築基準法関係法令及び消防関係法令等に定められた、防火、耐火、延焼防止等の技術上の基準に適合し、維持するよう指導するとともに、必要に応じて立入検査を行い、結果等について関係各機関に連絡し、災害の予防に努めております。</p> <p>引き続き、土地利用の適切な誘導を図るとともに関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p> <p>なお、地震による火災や延焼等を防止するため、「地域防災計画」において、建物の不燃化や出火・延焼防止等の取組みを示しております。(震災編第2部第3章)</p> |
| 12  | 避難所について          | 感染症予防の観点から、避難所に行かず在宅避難をする場合の支援策について盛り込んでほしい。  | <p>避難所は、スペースや備蓄が限られており、周辺の住民すべてを受け入れることは出来ないため、在宅避難とそのための各家庭での備蓄などについて周知しています。</p> <p>避難所での備蓄物品等の配布には在宅避難者も対象としていますが、食品や生活用品の備蓄(最低3日間、推奨1週間分)の心がけをお願いします。</p>   |
| 13  | 避難所について          | ペット同行避難者専用の滞在施設を確保してほしい。  | <p>災害時のペットについては、「地域防災計画」において避難所におけるペット対応や動物救護の取組みについて示しており、ペット同行避難の際の避難所での飼育場所の確保や飼い主のルール作りをはじめ飼い主への周知などの取組みを進めています。(震災編第2部第9章)</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。</p>  |

| No. | 該当箇所                               | 意見概要  | 区の考え方  |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 14  | ・無電柱化の推進について<br>・地域の防災力の向上について     | ・電柱にある付帯装置などにも危険を感じる。<br>・「くらし」に関しては衛生環境、食料・水・エネルギーの確保はしているが、コミュニティの互助機能ができていない。                | 区民の方々には、防災対策や防災意識のより一層の向上を図るため災害時の区民行動マニュアルなど、冊子やホームページで自助や共助の重要性等について周知啓発しています。<br>様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、引き続き、各種施策を推進し災害に強いまちづくりを進めていきます。<br>ご意見につきましては、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。                          |
| 15  | ・道路・物流体制等の整備について<br>・地域の防災力の向上について | ・電力供給が重要。<br>・道路の維持は重要。<br>・コミュニティの重要性、普段からのつながりが重要。  | 区民の方々には、防災対策や防災意識のより一層の向上を図るため災害時の区民行動マニュアルなど、冊子やホームページで自助や共助の重要性等について周知啓発しています。<br>様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、引き続き、各種施策を推進し災害に強いまちづくりを進めていきます。<br>ご意見につきましては、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。                          |
| 16  | 災害時の連携について                         | 隣接する他区と連携してほしい。(目黒区の避難所が最も近いが、自宅へ届いたハザードマップには、目黒区は白地図になっている。)                                   | 大規模災害時に、区だけ十分な応急・復旧対策ができない時等に備え、近隣自治体と相互応援協定を結んでおります。近隣自治体等との連携をより一層強化していきます。ご意見については、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 17  | 計画・施策全体について                        | 世田谷区における各種災害や人災のリスク想定と推進方針に関しては、特に問題ない。<br>重要なのは方針に基づいた各種施策の策定と実行を期待する。                         | 本計画は、区の各分野別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、分野別計画の一つである地域防災計画では、課題や対策の方向性、到達目標、予防・応急の具体的な取組みを示すなど、各分野別計画において具体的に明記しております。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。限りある財源を有効に、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。 |
| 18  | 計画・施策全体について                        | 何をするのか具体的に記載すること。   | 本計画は、区の各分野別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、分野別計画の一つである地域防災計画では、課題や対策の方向性、到達目標、予防・応急の具体的な取組みを示すなど、各分野別計画において具体的に明記しております。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。限りある財源を有効に、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。 |
| 19  | ・避難所について<br>・地域の防災力の向上について         | ・避難所に多くの人が押し寄せることで、不安から起こる犯罪と情報伝達障害を回避してほしい。<br>・地域のコミュニケーションを深める対策(プロによる講習やワークショップ)を区が先導してほしい。 | 災害時には、日頃の地域での助け合いが大きな効果を発揮します。地域の防災力の向上を図るため、まちづくりセンターごとに防災訓練や防災塾などを実施していきます。<br>引き続き、地区の方々に広く参加いただき実践的な訓練や防災対策・防災意識の向上など、周知啓発の取組みを進めていきます。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 20  | 災害時の連携について                         | ・4つのSTEPが相互にフィードバックできる仕組みとなっている点は評価できる。<br>・都や国との間の了解事項が議論できているのか。                              | 災害時及び平常時における対策については、区と都・国などの防災関係機関が力を合わせ、区民等と連携し、予防対策、応急対策、復旧復興対策などの一連の災害対策を実施し、区民の生命・財産等を災害から守ることが重要です。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。  |
| 21  | 計画・施策全体について                        | ・「推進方針」→「評価結果」の順で書くべき。<br>・わかりやすい資料にすること。   | 本計画は、国が定める「国土強靱化基本計画」及び都が定める「東京都国土強靱化地域計画」と調和を図り策定しています。<br>「(仮称)世田谷区国土強靱化地域計画(案)」の策定に向けて、ご意見の趣旨を参考に、区民の方々にわかりやすい計画にさせていただきます。   |
| 22  | 計画・施策全体について                        | 「国土強靱化地域計画」という名称について、「疾病・感染症」への対応等も含むことを考えると、再考の余地あり。(区民に親しみ易い名称を付けてほしい。)                       | 国土強靱化基本法では、自治体で策定する計画は国土強靱化地域計画とされています。そのまま活用しなければならないことはありませんが、国の「国土強靱化基本計画」及び都の「東京都国土強靱化地域計画」と調和をとり、策定していますので、当該名称とする予定です。   |

| No. | 該当箇所                            | 意見概要   | 区の考え方  |
|-----|---------------------------------|--|--|
| 23  | 計画・施策全体について                     | 世田谷区は、緑がなく、住宅が密集しており、災害にも弱く、空き家が増え、次の世代が活用できないなどの問題を抱えることになる。将来世田谷区をどのような街にしたいのか考えてほしい。  | 区の基本計画において、良好な生活環境を守りつつ都市の新たな魅力や活力を創出する「環境と調和した地域社会の実現」を一つの方針としています。区は良好な住環境を保全するために、商業系の用途地域を除く区内全域において、敷地面積の最低限度の制限や建物の高さの限度を定めております。また、質の高い緑化基準を定めたみどりの計画書制度と緑化が法律上の義務となる緑化地域制度を併せて適用することで建築に伴うみどりの保全・創出を推進しており、区民と協働しながら、地域特性を踏まえた街づくりを進めているところです。引き続き、みどりの豊かな住環境や住民が主体的にまちづくりを進める気風を守り、安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。 |
| 24  | 計画・施策全体について                     | ・本計画(素案)に記載された取組が確実に推進・実行されるためには、当該担当部署に適切な人員が配置されることはもとより、区職員全体の定員増が図られることが必要。<br>・有事の際にはマンパワーが求められることもあり、有事を見据えた業務改善・効率化に加え、有事の際に必要な職員数(人員)を試算・計上し、必要となる職員(人員)の確保に努めるべき。             | 災害時及び平常時における対策については、区と都・国などの防災関係機関が力を合わせ、区民等と連携し、予防対策、応急対策、復旧復興対策などの一連の災害対策を実施し、区民の生命・財産等を災害から守ることが重要です。区職員については、震災時に災害対策本部を設置して対応する際の非常配備態勢を定めており、毎年度見直し、最適化を図っております。また、震災時職員行動マニュアルや個別マニュアルを作成しており、定期的に訓練を行うなど、検証を重ねています。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 25  | 計画・施策全体について                     | 世田谷代田駅付近はクリアに富士山が見えるスポットなので、こういった景観を活かした、災害時には避難場所としても使えるエリア構築も考慮してほしい。  | 様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。  |
| 26  | 計画・施策全体について                     | ・国土強靱化地域計画と基本計画の整合性がとれていること、および災害時の対応マニュアルとの対応がなされていることが重要。<br>・災害時の対応とリカバリーに注力された内容である方が現実に即して万が一の時に復旧、復興に向けて有効。  | 本計画は、国が定める「国土強靱化基本計画」及び都が定める「東京都国土強靱化地域計画」と調和をとり、区の各分野別の個別計画と整合を図り強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として作成しています。  |
| 27  | 計画・施策全体について                     | 何をするのか具体的に記載すること。  | 本計画は、区の地域防災計画をはじめ、各分野別計画の国土強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけしており、各分野別計画において具体的な課題や対策の方向性、目標数値などを具体的に明記しております。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。  |
| 28  | 計画・施策全体について                     | 計画の構成、案の推進方針、1-3、2-4、7-1、8-3に関心を持った。   | 様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、引き続き各種施策を推進していきます。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。   |
| 29  | ・災害時の連携について<br>・不燃化対策について       | ・避難所で炊き出し訓練、備蓄庫の場所の確認をする機会を作ってほしい。<br>・避難所となる学校の耐震化が未だ完了していないことは不安。防災井戸の所在地を公開する、新規設置の補助金を充実させてほしい。<br>・延焼遅延帯として公園が不足しているのであれば畑を確保してほしい。<br>・火災のハザードマップ、洪水・内水氾濫ハザードマップのエリア拡大版も作成してほしい。 | ・震災時には、地域の助け合いが大きな効果を発揮します。地域の防災力の向上を図るため、まちづくりセンターごとに防災訓練や防災塾などを実施しています。<br>・大地震が起きた際、被害が最小限となるよう建築物の耐震化、火災や延焼等を防止するため建物の不燃化や出火・延焼防止等予防対策等を行っています。<br>避難所として重要な役割を果たす区立小・中学校については耐震化の完了していない学校の耐震化を進めています。また、災害時の延焼防止帯や避難スペースとなる農地の保全、民有地や公共施設における緑地の保全・創出に取組んでいます。(震災編第2部第3章)<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 30  | ・無電柱化の推進について<br>・公園・みどりの整備等について | ・無電柱化を至急進めてほしい<br>・公園の整備を至急進めてほしい  | 無電柱化の取組については、「世田谷区無電柱化推進計画」で今後10年間(令和元年度から令和10年度)に無電柱化事業の着手を目指す道路を設定しており、引き続き取組を推進してまいります。<br>公園は、延焼の防止機能のほか、救出・救助や復旧・復興時の仮設住宅やがれき置場の用地となるなど、防災面で重要であるため、公園緑地の整備を計画的に進めていきます。(震災編第2部第3章)<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。  |

| No. | 該当箇所                          | 意見概要   | 区の考え方   |
|-----|-------------------------------|--|---|
| 31  | ・無電柱化の推進について<br>・避難所について      | ・無電柱化を至急進めてほしい<br>・物流ルートの確保と並行して、被災者の分散ルート(実家、親族宅等への避難)を確保してほしい                          | 無電柱化の取組については、「世田谷区無電柱化推進計画」で今後10年間(令和元年度から令和10年度)に無電柱化事業の着手を目指す道路を設定しており、引き続き取組を推進してまいります。<br>災害時に避難、救急・消防活動、物資の輸送等に支障をきたさないよう、平成26年に策定した「せたがや道づくりプラン」に基づき計画的な道づくりを進め、将来道路網の実現を目指しています。引き続き、道路ネットワークの形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進めていきます。<br>自主避難や縁故避難、在宅避難といった分散避難については、周知啓発を進めてまいります。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。   |
| 32  | 多摩川における治水対策等について              | 昨年の台風第19号の被害を踏まえ、多摩川の川底を掘って水量を増やす対策や、丸子川については暗渠化するなどの対応をしてほしい                            | 昨年の台風第19号の被害を受け、国土交通省は令和2年1月に多摩川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、河道掘削を計画に位置づけています。世田谷区治いの区間は対象外となっておりますが、今年2月に、大田区・川崎市と連携して国土交通大臣に「多摩川における治水対策の推進について」要望書を提出し、対象外となっている区間においても、河道掘削を行うよう要望しております。この要望に対し、国からは必要に応じ対応していくとの説明を受けており、すでに二子玉川駅上流付近においてはすでに実施しております。<br>また、東京都は令和2年1月に豪雨対策アクションプランをまとめ、台風19号を踏まえた概ね5年間の行動計画として、河川施設などに取り組むこととしております。区は国や都など各機関と併に、ハード・ソフトの対策をまとめ、治水対策を講じてまいります。<br>様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、ご意見を参考に各種施策を推進してまいります。 |
| 33  | 計画・施策全体について                   | 命を守るための対策を優先してほしい  | 地震による火災や延焼等を防止するため、「地域防災計画」において建物の不燃化や出火・延焼防止策等の取組を示しております。(震災編第2部第3章)<br>今後も、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、ご意見を参考に各種施策を推進してまいります。  |
| 34  | 公園・みどりの整備等について                | 概ねグリーンインフラの推進に賛成するが、既存の公園や緑地帯の維持管理(定期的な処置が可能な「芝刈りロボット」の導入)も検討できないか                       | 区では、災害時の延焼防止帯や避難スペースとなる緑地や農地の保全に取組んでおり、公園や緑地については、「みどりの基本計画」に基づき、みどりを健全に保つ維持管理に努めています。<br>なお、公園施設については平成29年度より公園等長寿命化改修計画に基づき、誰もが安全で、安心して公園を利用し続けることができるよう、予防保全型の維持管理による計画的な改修・修繕を進めているところです。<br>今後の緑化対策の施策・事業の実施に際して、ご意見を参考にしております。  |
| 35  | 避難所について                       | ・避難所をさらに確保すること<br>・ペット同伴可・不可の避難所を予め区分けて設置した方がよい  | ・災害時の避難所については、「地域防災計画」においての避難所の指定・管理運営体制などの取組を示しております。また、避難所の拡充に向けて、都立高校や大学、民間の施設と協定を結び避難所の確保を図っていくとともに、在宅避難や縁故避難などの推奨とその準備に向けた普及啓発、など、区民一人ひとりが防災対策に取組まれるよう意識啓発の推進の取組みも進めています。(震災編第2部第2章・第9章)<br>支援に関する体制を整備しておりますが、引き続き体制等の充実を図っていくよう、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。<br>・災害時のペットについては、「地域防災計画」において避難所におけるペット対応や動物救護の取組について示しております。(震災編第2部第9章)<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。   |
| 36  | 無電柱化の推進について                   | 無電柱化を至急進めてほしい  | 災害時に避難、救急・消防活動、物資の輸送等に支障をきたさないよう、平成26年に策定した「せたがや道づくりプラン」に基づき計画的な道づくりを進め、将来道路網の実現を目指しています。引き続き、道路ネットワークの形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進めていきます。<br>無電柱化の取組については、「世田谷区無電柱化推進計画」で今後10年間(令和元年度から令和10年度)に無電柱化事業の着手を目指す道路を設定しており、引き続き取組を推進してまいります。<br>災害時のトイレ(災害用マンホールトイレ、携帯用トイレなど)の確保、飲料水や生活用水の確保をする取組を進めています。(震災編第2部第10章)<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。  |
| 37  | 計画・施策全体について                   | ・推進方針について、もう少し踏み込んだ内容にした方がよい<br>・P6の地震による人的被害の死亡数の見込みが甘いのではない                            | 地震による被害想定は、地域防災計画にて掲載していますが、東京湾北部震源地直下地震、元禄型関東地震、多摩直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定があります。このうち相対的に区への影響が最も大きい「東京湾北部を震源とする直下型地震」による被害想定を掲載しています。<br>本計画は、地域防災計画をはじめとする各行政分野の個別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけています。   |
| 38  | ・公園・みどりの整備等について<br>・空き家対策について | ・区民1人当たりの公園面積の目標6㎡に達成するよう、また防災拠点として活用できるように取組を進めてほしい<br>・木造空き家の所有者特定、公園や緑地への転換など、活用してほしい | 公園は、延焼の防止機能のほか、救出・救助や復旧・復興時の仮設住宅やがれき置場の用地となるなど、防災面で重要であるため、公園緑地の整備を計画的に進めていきます。(震災編第2部第3章)<br>区では、寄付文化の醸成を目指し、区の魅力や取組を知っていただくため寄附の目的や使い道を明確にしふるさと納税の呼びかけをしています。<br>また、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「世田谷区空家等対策計画」を策定しました。計画に定めた各施策を推進しつつ、管理不全な空家等につきましては、所有者等に改善要請を行い区民の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。<br>今後の関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にしてまいります。   |

| No. | 該当箇所                       | 意見概要  | 区の考え方   |
|-----|----------------------------|---|---|
| 39  | 地域の防災力の向上について              | 災害対応に関しては、すべての区民がどこかの自治会に入会し、組織化していく義務があってもよいのではないかと。弱者を助けるためにも、区民が一致団結する仕組みを構築してほしい。   | 震災時には、地域の助け合いが大きな効果を発揮します。区では、地域の防災力の向上を図るため、まちづくりセンターごとに防災訓練や防災塾などを実施しています。地区の方々に広く参加いただき実践的な訓練や防災対策・防災意識の啓発などを進めています。引き続き災害時の自助・公助の重要性等について周知啓発を進めるとともに、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。    |
| 40  | 地域の防災力の向上について              | お互い助け合うことが重要である   | 震災時には、地域の助け合いが大きな効果を発揮します。区では、地域の防災力の向上を図るため、まちづくりセンターごとに防災訓練や防災塾などを実施しています。地区の方々に広く参加いただき実践的な訓練や防災対策・防災意識の啓発などを進めています。引き続き災害時の自助・公助の重要性等について周知啓発を進めるとともに、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。    |
| 41  | ・無電柱化の推進について<br>・電力の確保について | 無電柱化、電気に代わるエネルギーの供給など、早急に対応してほしい  | 無電柱化の取組については、「世田谷区無電柱化推進計画」で今後10年間(令和元年度から令和10年度)に無電柱化事業の着手を目指す道路を設定しており、引き続き取組を推進してまいります。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 42  | 多摩川における治水対策等について           | 重点的に治水対策や電源確保策を行ってほしい   | 様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。  |
| 43  | 災害時の連携について                 | 浸水地域に住む後期高齢者のみ世帯で、避難所へも行くことができず、土嚢へ受け取りに行くこともできない世帯もある。このような世帯がいることを踏まえ、支援を考えてほしい。  | 震災時には、地域の助け合いが大きな効果を発揮します。災害時に地域住民相互の助け合い活動が円滑に行えるよう地域の助け合い活動のための仕組みづくりを行っています。「地域防災計画」では、避難行動要支援者対策の取組を示しております。(震災編第2部第9章)引き続き支援に関する体制等の充実を図っていくとともに関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。         |
| 44  | 情報伝達手段の確保について              | ・防災無線放送について、公団等の建物は外部音の遮蔽度が高いため、聞き取りづらいことが多いので、団地敷地内に拡声装置を設けると良い。<br>・公団等の各棟毎に装置設置を要請していくべき。<br>・現在の無線放送設置(拡声機)がどこに設置されているか、地図面に記載してほしい。                                      | 区民の方々が避難判断や避難行動が的確に行えるよう、気象情報や区が発令する避難情報、風水害に関する防災情報など、区ホームページや防災行政無線など様々な手段で確認できるように取り組んでいます。引き続き、情報伝達手段の充実に取り組んでいくとともに関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。                                      |
| 45  | 多摩川における治水対策等について           | ・多摩川の水害に関連し、2020年7月ハッ場ダム0.4個分の防災ダムが多摩川に誕生したが、現在のハザードマップでは、その成果が考慮されていない。具体的にどのような成果が期待できるのか、その成果を踏まえた計画とすべきではないか。<br>・水門の開閉については、国交省、都との連携を強化したうえで、区が直接責任を持って実施することを計画に明記すべき。 | 降雨状況に応じ、樋門・管の操作を行うことで浸水被害の軽減につながる可能性が確認されたことから、樋門・管の操作体制を強化し、安全かつ確実に操作が行える施設改良や、適切なタイミングで開閉するために下水幹線内などの逆流の確認手法の導入を図る必要がございます。引き続き、国や都など各機関と対策の検討をしてまいります。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。 |



| No. | 該当箇所   | 意見概要  | 区の考え方   |
|-----|--|---|---|
| 46  | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画・施策全体について</li> <li>道路・物流体制等の整備について</li> <li>電力の確保について</li> <li>避難所について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は、今までの延長線上でなく、抜本的な改革が必要。</li> <li>食料等の物資の供給に関しては、道路の長期的な閉鎖が考えられるため、ドローンなどの新たな物資輸送などの検討なども必要。</li> <li>少しでも人を減らすために、県外に出たい人が早急に出られるように輸送支援なども必要。</li> <li>エネルギー確保は情報伝達のためにも、日頃からのエネルギーの自立を早急に進めていく必要がある。区の施設、学校や図書館、スポーツ施設、駅などに、太陽光などの自然エネルギーの設置を明確に進めるべき。</li> <li>疾病や感染症対策のために、感染症防護服やマスク、フェイスガード、消毒液などの備蓄すべき。</li> <li>避難所に関しては、ホテルの利用、国などと連携して大型テントやベットの配布、キッチンカーによる食事の提供、プライバシーの確保など、人権に配慮した避難所へ転換すべき。</li> </ul> | <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考に、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。</p>   |
| 47  | 無電柱化の推進について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民・区民の生命・財産を守る重要な政策であり、全面的に推進すべき。</li> <li>重視すべき施策は「無電柱化の推進」。なかなか進んでいないが、災害時救援体制に重大な支障が生ずるので、原則、新たな電柱設置は禁止し、既存のものも速やかに地中化する事業を進めてほしい。特にこの無電柱化に財源を重点配分してほしい。</li> </ul>   | <p>無電柱化の取組については、「世田谷区無電柱化推進計画」で今後10年間(令和元年度から令和10年度)に無電柱化事業の着手を目指す道路を設定しており、引き続き取組みを推進してまいります。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</p>   |
| 48  | 無電柱化の推進について  | <p>「無電柱化の推進」について、地上の代替設備の小型化(理想的には完全地中化)も推進してほしい。電柱工事では、特殊車両をよく見るが、代替設備の小型化を進めるにあたって、特殊車両を用意してはどうか。単に安価であることのみで事業者を決めるのではなく、そうした条件を満たす事業者が選ばれるよう、入札を工夫してほしい。</p>  | <p>無電柱化における新技術の導入については、東京都が電線管理者等と協力して無電柱化関連機器のコンパクト化や低コスト化に関する新技術の検討を進めております。</p> <p>いただいたご意見は、今後、区が今後の無電柱化の推進に際し、新技術の導入を図るうえでの参考にさせていただきます。</p>   |
| 49  | <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家対策について</li> <li>無電柱化の推進について</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した建築物の診断、空き家やブロック塀などの所有者、密集住宅街への注意喚起をすべき。</li> <li>空き家や空き地などを防災基地として活用できる方法はないか。</li> <li>無電柱化を危険なエリアから徐々に着手すべき。</li> <li>衛生用品から最低限必要と思われる食料品などを「せたがやバック」として防災用品販売する。(1人用から)</li> <li>震災被害者から情報収集を行い、ニーズを把握する。</li> </ul>   | <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考に、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。</p>   |
| 50  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の連携について</li> <li>無電柱化の推進について</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の区市部の対応に整合を図りつつ、早期に実現してほしい。</li> <li>「無電柱化」については、防災のみならず、街の景観、地域の価値向上の観点からも早急に推進してほしい。</li> <li>鉄道会社と連携した防災、復興の施策、対策をしてほしい。</li> </ul>   | <p>大規模災害時に、区だけ十分な応急・復旧対策ができない時等に備え、近隣自治体と相互応援協定を結んでおり、引き続き近隣自治体等との連携をより一層強化をしていきます。</p> <p>無電柱化の取組については、「世田谷区無電柱化推進計画」で今後10年間(令和元年度から令和10年度)に無電柱化事業の着手を目指す道路を設定しており、引き続き取組みを推進してまいります。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</p>   |
| 51  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路・物流体制等の整備について</li> <li>情報伝達手段の確保について</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン、物流機能の促進を進めてほしい。</li> <li>自宅にいても区の災害時情報等がわかるようにしてほしい。</li> </ul>   | <p>発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには道理、鉄道などの交通関連施設、上下水道などのライフラインの確保が不可欠であり、「地域防災計画」においてライフラインの確保、輸送ルート、輸送手段などの取組みを具体的に示しております。(震災編第2部第4章及び10章)</p> <p>区民の方々が避難判断や避難行動が的確に行えるよう、気象情報や区が発令する避難情報、風水害に関する情報を様々な手段で確認できるように取り組んでいます。引き続き、情報伝達手段の充実に取り組んでまいります。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。</p> |
| 52  | 計画・施策全体について  | 個人では出来ない事を区が対策で整備してほしい  | 様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。  |

| No. | 該当箇所                           | 意見概要   | 区の考え方  |
|-----|--------------------------------|--|--|
| 53  | 地域の防災力の向上について                  | 区外へ通勤、通学する区民への防災知識の普及・啓発が必要。   | 震災時には、地域の助け合いが大きな効果を発揮します。自助による防災力の向上、地域による共助の推進は非常に重要であり、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進しています。<br>被災状況などの災害関連情報や家族との安否確認のための情報通信など、発災時の混乱を避けるため情報通信の確保は重要であり、情報通信の確保に向けた対策を進めています。<br>地域防災計画では、「区民と地域の防災力の向上」「情報通信の確保」「帰宅困難者対策」の取組みについて具体的に示しております。<br>引き続き災害対策について周知啓発を進めるとともに、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 54  | ・地域の防災力の向上について<br>・避難所について     | ・区民一人ひとりの危機管理意識向上が急務である。<br>・特に「健康」と「災害」が重要。「健康」は特に感染対策と検査体制、災害時に密を避ける避難所等の問題がある。<br>・国や都の保有地とみられる一時的に使用されていない場所が散見されるので、そこを一時避難場所である公園等に払い下げてもらえないか。                                | 様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取組みに加え、人命の保護を第一に被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりの実現に向けて本計画を策定しています。<br>地域防災計画では、医療救護対策、避難者対策の取組み、火災の延焼の防止機能のほか、救出・救助や復旧・復興時の仮設住宅用地となるなど、防災面で重要である公園緑地の整備について具体的に示しております。<br>引き続き、災害時での区民の健康を守る取組みを進めてまいります。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。  |
| 55  | ・不燃化対策について<br>・その他             | ・家具類転倒防止機器の取付について、区から配布してほしい。<br>・住宅が密集しているので、家を建てる際「隣と何メートルは離さなくてはいけない」というルールを迅速に決定してほしい。   | 地震が発生した場合、住宅内での家具類の転倒・落下などによる被害も多く、区では高齢者、障害者等がお住いの住宅の居室等にある家具への転倒防止器具取付費用について一部支援をしています。<br>地震による火災や延焼等を防止するため、「地域防災計画」において、建物の不燃化や出火・延焼防止等の取組みを進めています。(震災編第2部第3章)<br>引き続き、安全で災害に強いまちづくりの取組みを進めてまいります。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |
| 56  | ・道路・物流体制等の整備について<br>・空き家対策について | ・世田谷区は幅狭な路地が多く、現在は新築建物の建設時にセットバックを実施しているが、これでは迅速な対応ができない。よりスピーディーにセットバックを実施する有効な行政上の対策が必要。<br>・世田谷区は住民高齢化に伴う空き家が増加しており、災害発生時の倒壊、落下物等の2次災害が大いに懸念される。行政側で強制的に空き家を撤去していく手立てを考えていく必要がある。 | 区内の道路はおおよそ6割が幅員6メートル未満の道路であり、災害時に区民の避難や消防活動が困難な地域が存在します。<br>平成26年に「せたがや道づくりプラン」を作成し、計画的な道づくりを進め、将来道路網の実現を目指しています。<br>区では、現状に課題のある地域・地区のうち、災害時の危険性が高い密集地域など対応の必要性に応じて、用地取得による地先道路の整備を計画的に取り組みしてきました。引き続き、道路ネットワークの形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進めていきます。<br>また、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「世田谷区空家等対策計画」を策定しました。計画に定めた各施策を推進しつつ、管理不全な空家等につきましては、所有者等に改善要請を行い区民の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。 |
| 57  | 避難所について                        | 生産緑地の有効利用、区の買い上げにより災害等に対応するスペースを確保してほしい(倉庫・プレハブ住宅の建設等)。  | 都営住宅の立替えの際、大規模な住宅の場合、東京都と調整し余剰地に福祉施設の整備を図っています。<br>災害時の生産緑地の活用について区では、区内の農業協同組合と「災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定」を締結し組合員所有・管理の生産緑地で災害時の応急仮設住宅建設用地としての活用と協力できる土地のあっせんを受けることとなっています。<br>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。  |

| No. | 該当箇所          | 意見概要   | 区の考え方   |
|-----|---------------|--|---|
| 58  | 電力の確保について     | <p>・2019年台風15号により千葉県を中心に大規模かつ長期の停電が発生するなど、地球温暖化による風水害の激化が懸念されており、従来の想定を超える長期の停電への対応を強化する必要がある。</p> <p>・「東京都国土強靱化地域計画(2016年1月)」において、電力供給ネットワーク等の機能停止への対策として、自立分散型エネルギーの利用拡大(エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む。)が取り上げられていること。</p> <p>・避難所整備の効率化の観点から、災害時においても自宅で継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置、蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進するとともに、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及を推進方針に盛り込むべき。</p> <p>・「エネルギー供給の長期断絶を含む」とあるが、それに対応する記載がない。医療機関等の医療活動に必要な施設については、風水害による長期の停電に備えて、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源や非常用電源等による電源の多重化を推進方針に盛り込むべき</p> <p>・避難所については、停電時においても被災者の健康を害することのないよう停電対応型の空調設備(特に、酷暑対策の冷房設備)の導入を推進方針に盛り込むべき。</p> <p>・被害の小さかった住宅等の住民が避難せずに済むようにするためには、長期の停電時にも必要最低限の電力確保が重要であり、家庭用燃料電池や太陽光発電設備等の普及を推進方針に盛り込むべき。</p> <p>・発災時の災害対応拠点となる区役所及び施設等については、風水害による長期の停電に備えて、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源や非常用電源等による電源の多重化を推進方針に盛り込むべき。</p> <p>・災害対策本部や地域本部、避難場所など防災関係の拠点となる施設については、風水害による長期の停電に備えて、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源や非常用電源等による電源の多重化を推進方針に盛り込むべき。</p> <p>・太陽光発電設備による発電は、気象等の条件により不安定であるため、公共施設や事業所については、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源と組み合わせることで多重化を図ることにより、安定した電源の確保と地球温暖化対策とを両立することを推進方針に盛り込むべき。</p> <p>・住宅においては、災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置、蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進するとともに、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及促進を推進方針に盛り込むべき。</p> | <p>・国土強靱化に関する各分野別計画において具体的な課題や対策の方向性、目標数値などを地域防災計画等の各分野別計画において具体的に明記しており、本計画は、地域防災計画をはじめとする各行政分野の個別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけています。</p> <p>・発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する、としております。(震災編第2部第4章)</p> <p>支援策を整備しておりますが、引き続き体制等の充実を図っていくよう、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。</p> <p>・非常用電源については、「地域防災計画」において非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入支援について示しております。(震災編第2部第4章)</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。</p> |
| 59  | 計画・施策全体について   | <p>世田谷区に特化した強靱化地域計画が必須である。</p>   | <p>様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりを実現するため、各種施策を推進していきます。</p>   |
| 60  | 計画・施策全体について   | <p>「計画」とあるが、優先順位も実施計画も具体的な実施への見通しもなく、単なる希望を示しただけのものに過ぎない。</p> <p>何を重点的に、どうしていくのかというグランドデザインを見せるべきだ。再考を求める。</p>   | <p>本計画は、区の地域防災計画をはじめ、各分野別計画の国土強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、各分野別計画において具体的な課題や対策の方向性、目標数値などを具体的に明記しております。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。</p>   |
| 61  | 計画・施策全体について   | <p>本計画には工程表と予算に関する記述がなく、何をいつまでにやるつもりなのか分からない。</p>  | <p>本計画は、区の地域防災計画をはじめ、各分野別計画の国土強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、各分野別計画において具体的な課題や対策の方向性、目標数値などを具体的に明記しております。</p> <p>今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。</p>   |
| 62  | 地域の防災力の向上について | <p>年々横のつながりが希薄になっている中で、今後どうやって地域コミュニティの強化を図っていくかが課題である。(PTAや児童館での親のつながり、区民センターやふじみ荘などでの利用者同士の活動のつながりなども大切にしていきたい。)</p>   | <p>震災時には、地域の助け合いが大きな効果を発揮します。地域の防災力の向上を図るため、まちづくりセンターごとに防災訓練や防災塾などを実施しています。引き続き防災対策や防災意識の啓発を進め、自助や共助の重要性等について周知啓発するとともに、今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。</p>  |

| No. | 該当箇所                             | 意見概要   | 区の考え方   |
|-----|----------------------------------|--|---|
| 63  | 計画・施策全体について                      | 世田谷区の地震災害の被害を想定するのは難しい。新宿区や千代田区のような都心区とは異なる新たな都市型被害の想定が必要。                                     | 様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取組みに加え、人命の保護を第一に被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりの実現に向けて取組みを進めていきます。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。  |
| 64  | 計画・施策全体について                      | 緑豊かで昔ながらの部分を残しながら、子どもや高齢者に優しい街になるように、歩道や自転車道も広くなることを要望する。                                      | 様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取組みに加え、人命の保護を第一に被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりの実現に向けて取組みを進めていきます。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。  |
| 65  | 計画・施策全体について                      | 災害は気象と地震に区別して考えるべきだが、いずれの対策にも限界はある。水・食・ライフラインの復旧に集中して施策を進めてほしい。「強靱化」ではなく、「最小限」を確実に守る視点での計画を望む。 | 発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには道理、鉄道などの交通関連施設、上下水道などのライフラインの確保、飲料水や生活用水の確保が不可欠であり、「地域防災計画」においてライフラインの確保、輸送ルート、輸送手段などの取組みを具体的に示しております。(震災編第2部第4章及び10章)<br>様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取組みに加え、人命の保護を第一に被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる安全で災害に強いまちづくりの実現に向けて取組みを進めていきます。 |
| 66  | 不燃化対策について                        | 感電ブレーカー設置を集合住宅含め、全住戸に周知するだけでなく、制度的に設置できるように早急に推進してほしい。   | 区では、震災時の火災発生抑制策として感震ブレーカーの設置を推進しています。引き続き、感震ブレーカー等の普及啓発などの具体的な取組みと区民の意識啓発を行ってまいります。今後の災害対策の施策・事業の実施に際して、ご指摘の趣旨を参考とさせていただきます。  |
| 67  | ・情報伝達手段の確保について<br>・地域の防災力の向上について | ・災害時の情報収集が必要不可欠であるが、電力停止、通信手段が途絶えるなど、情報が遮断される恐れがあるので、情報が入手できるようにしてほしい。<br>・区民個人の意識向上が必要。       | 区民の方々が避難判断や避難行動が的確に行えるよう、気象情報や区が発令する避難情報等、災害に関する防災情報は様々な手段で確認できるように取り組んでいます。引き続き、情報伝達手段の充実に取り組んでまいります。今後、関連する計画の施策・事業の実施に際してご意見を参考にさせていただきます。   |